

平成 25 年 1 月 18 日

お客様各位

新潟信用金庫

「中小企業金融円滑化法」の期限（平成 25 年 3 月末）

到来後の当金庫取組方針について

（新潟しんきんの役割）

お客さま毎の状況を把握し、他の金融機関取引があればその金融機関と連携を図りながら、貸出条件の変更等や円滑な資金提供に努める姿勢は、金融円滑化法の期限到来後においても何ら変更はございません。

（課題解決に向けた支援姿勢）

私どもは、お客さまが抱える経営課題は様々であり、またその課題解決には相当の時間が必要なケースが多いと認識しております。

お客さまご自身が引続き課題解決にご努力されることに加え、私どもも課題解決に向け支援活動を継続してまいります。

金融円滑化法の期限までに何らかの解決策を決定しなければならない、ということではございませんので、是非ご相談下さい。

尚、この姿勢は住宅ローンをご利用されているお客さまも同じですので、事業資金借入同様、是非ご相談下さい。

以 上